【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年1月20日
【計算期間】	第17期（自 2022年4月21日 至 2022年10月20日）
【ファンド名】	Ｔ＆Ｄ　ＪＰＸ日経４００投信（通貨選択型）米ドルコース
【発行者名】	Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
	海　外	債　券
追加型投信	内　外	不動産投信（リート）
		その他資産
		資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性		エマージング	
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ
その他資産（投資信託証券（株式））			
資産複合			

＜商品分類の定義＞

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分の定義＞

その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年2回

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ファンドの特色

JPX日経インデックス400の構成銘柄および株価指数先物取引を実質的な主要投資対象とします。

●株式の運用にあたっては、JPX日経400マザーファンドを通じて、主としてJPX日経インデックス400を構成する銘柄に投資を行い、当該指数の動きを概ね捉える投資成果を目指してポートフォリオを構築することを基本とします。
また、わが国の株価指数を対象とする株価指数先物取引にも投資を行います。

ファンドは、原則として円売り米ドル買いの為替取引を行い、米ドルへの投資効果を追求します。

●為替取引を行うにあたっては、通貨オプション取引および外国為替予約取引等を利用します。なお、主として通貨オプション取引を活用します。

●通貨オプション取引と外国為替予約取引等の円売り米ドル買い相当合計額の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として純資産総額を上限として高位を維持することを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

◆ JPX日経インデックス400について

「JPX日経インデックス400」は、株式会社JPX総研（以下「JPX総研」という。）及び株式会社日本経済新聞社（以下「日経」という。）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全てJPX総研、株式会社日本取引所グループ及び日経に帰属しています。

「T&D JPX日経400投信（通貨選択型）米ドルコース」は、T&Dアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研及び日経は、その運用及び「T&D JPX日経400投信（通貨選択型）米ドルコース」の取引に関して、一切の責任を負いません。

JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

◆ファンドの仕組み

ファンドは、JPX日経400マザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

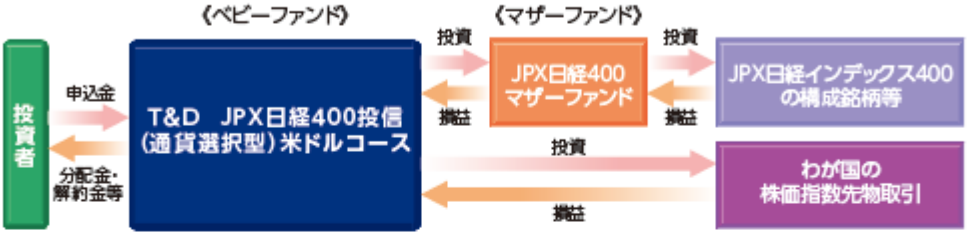

◆ファンドの3つのポイント

ファンドは、JPX日経インデックス400の構成銘柄および株価指数先物取引を実質的な主要投資対象とし、JPX日経インデックス400の動きを概ね捉えるとともに、米ドルへの投資効果を追求します。

1 日本株への投資	JPX日経インデックス400の構成銘柄および株価指数先物取引を実質的な主要投資対象とし、JPX日経インデックス400の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。
2 為替の変動	為替差益も収益源となります。米ドルの対円レートが上昇(円安)した場合には為替差益を得ることができ、逆に、米ドルの対円レートが下落(円高)した場合は為替差損が発生します。
3 為替取引の活用	円に対して為替予約取引を行う場合、円よりも短期金利の高い通貨で為替予約取引を行うと、「為替予約取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。一方、円よりも短期金利の低い通貨で為替予約取引を行う場合には、「為替予約取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。 ●為替取引を行うにあたっては、通貨オプション取引及び外国為替予約取引等を利用しますが、通貨オプション取引を行う場合には、オプションプレミアムまたはコストが原則として発生しないようにポジションを構築します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

◆通貨選択型ファンドの収益のイメージ

●ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っています。
●ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

ファンドにおけるイメージ図

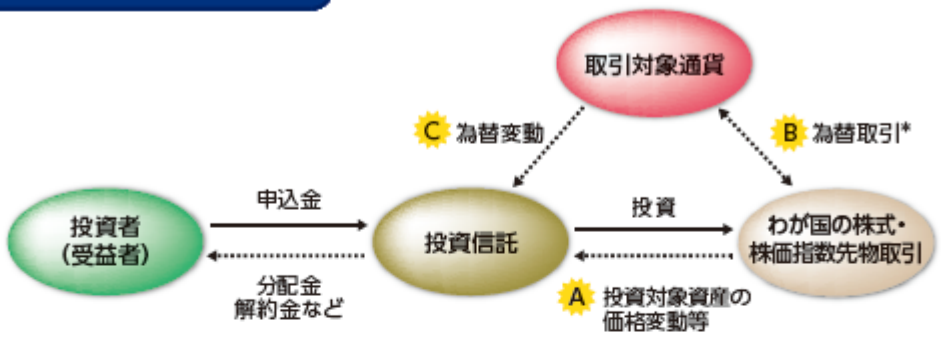

＊当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することにご留意ください。

収益の源泉 = A 投資対象資産の価格変動、配当等収入 + B 為替取引によるコスト/プレミアム + C 為替差益/差損

収益を得られるケース	●投資対象資産の市況の好転 株価の上昇	●取引対象通貨の短期金利＞円の短期金利 為替取引によるプレミアム*（金利差相当分の収益）の発生	●取引対象通貨が対円で上昇（円安） 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	株価の下落 ●投資対象資産の市況の悪化	為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）の発生 ●取引対象通貨の短期金利＜円の短期金利	為替差損の発生 ●取引対象通貨が対円で下落（円高）

＊為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）は為替取引により発生するリターンに相当するものを表しておりますが、これらリターンに相応するリスクが内在していることにご留意ください。

●為替取引を行うにあたっては、通貨オプション取引及び外国為替予約取引等を利用しますが、通貨オプション取引を行う場合には、オプションプレミアムまたはコストが原則として発生しないようにポジションを構築します。

上記はイメージであり、実際の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

④信託金の限度額は2,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2014年4月18日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み図

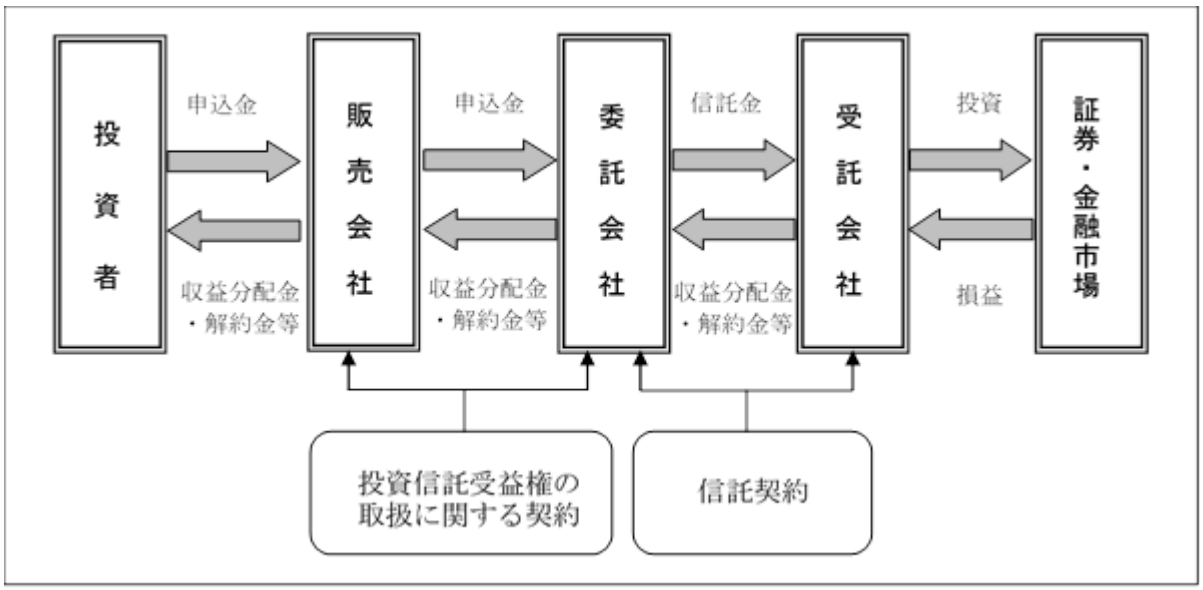

②ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

③委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

ａ．委託会社

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1)信託約款の届出

(2)信託財産の運用指図

(3)信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）

(4)目論見書および運用報告書の作成等

ｂ．受託会社

株式会社りそな銀行

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1)信託財産の保管・管理・計算

(2)委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

ｃ．販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

(1)受益権の募集・販売の取扱い

(2)受益権の換金（解約）申込の取扱い

(3)換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

(4)目論見書、運用報告書の交付等

④委託会社の概況

ａ．資本金

2022年11月末日現在　　11億円

ｂ．会社の沿革

1980年12月19日	**第一投信株式会社設立**
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日	**社名を長期信用投信株式会社に変更**
1999年 2月25日	**大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る**
1999年 4月 1日	**社名を大同ライフ投信株式会社に変更**
2002年 1月24日	**投資顧問業者の登録**
2002年 6月11日	**投資一任契約に係る業務の認可**
2002年 7月 1日	**ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更**
2006年 8月28日	**社名をＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社に変更**
2007年 3月30日	**株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの直接子会社となる**
2007年 9月30日	**金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業の登録**

ｃ．大株主の状況

2022年11月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目７番１号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主としてＪＰＸ日経４００マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。また、わが国の株価指数先物取引および為替取引等を利用します。

② わが国の株式市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

③ わが国の株式の運用を行うにあたっては、マザーファンド受益証券への投資に加えて、わが国の株価指数先物取引を利用します。

実質的な株式への投資割合（マザーファンド受益証券と株価指数先物取引の買建額の合計額）は原則として純資産総額を上限として高位を維持することを基本とします。

④ 円建て資産に対して、原則として円売り米ドル買いの為替取引を行い、米ドルへの投資効果を追求します。

為替取引を行うにあたっては、通貨オプション取引ならびに外国為替予約取引等を利用します。なお、主として通貨オプション取引を活用します。

通貨オプション取引と外国為替予約取引等の円売り米ドル買い相当合計額の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として純資産総額を上限として高位を維持することを基本とします。

⑤ 資金動向や市況動向等によっては上記のような運用が行われない場合があります。

（2）【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

(1)有価証券

(2)デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

(3)金銭債権

(4)約束手形

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産

(1)為替手形

②委託会社は、信託金を、主としてＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)株券または新株引受権証書

(2)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(3)資産の流動化にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(4)投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(5)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

(6)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

(7)資産の流動化にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

(8)資産の流動化にかかる特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

(9)コマーシャル・ペーパー

(10)新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

(11)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

(12)投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(13)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
(14)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
(15)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
(16)預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
(17)外国法人が発行する譲渡性預金証書
(18)受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
(19)外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、(1）の証券または証書および(13）ならびに(16）の証券または証書のうち(1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2）から(4）までの証券および(13）ならびに(16）の証券または証書のうち(2）から(4）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(11）および(12）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
(1)預金
(2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3)コール・ローン
(4)手形割引市場において売買される手形
(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
(6)外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。

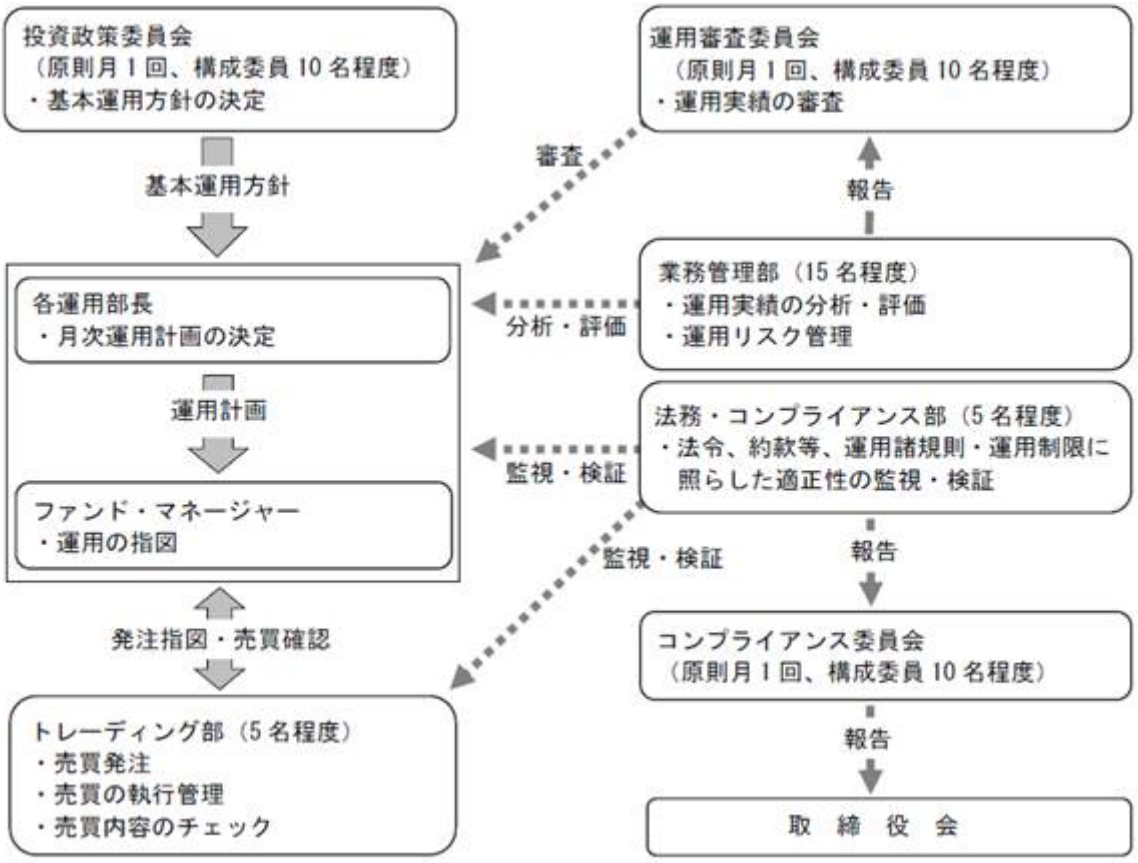

個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は2022年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回、毎決算時（原則として4月、10月の各20日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

②収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※みなし配当等収益とは、各マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑧有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑨ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目

的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑪ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1.信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券
2.株式分割により取得する株券
3.有償増資により取得する株券
4.売り出しにより取得する株券
5.信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑫ａ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

ｂ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う金利に係る先物取引を行うことの指図をすることができます。

⑬ａ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ｅ．⑬に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した

日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ｆ．⑬に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑭ａ．委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

ｂ．前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。

⑮デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

⑯一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

①委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

②委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）ＪＰＸ日経４００マザーファンドの概要

（１）投資方針

①この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行います。

②わが国の株式への投資割合は高位を保つものとし、わが国の株式市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。株式の運用にあたっては、主としてＪＰＸ日経４００を構成する銘柄に投資を行います。わが国の株価指数先物取引を利用する場合があります。

③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

(1)有価証券

(2)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

(3)金銭債権

(4)約束手形

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産

(1)為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)株券または新株引受権証書

(2)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(3)資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(4)投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(5)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

(6)協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

(7)資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

(8)資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

(9)コマーシャル・ペーパー

(10)新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

(11)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

(12)投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(13)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

(14)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(15)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

(16)預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

(17)外国法人が発行する譲渡性預金証書

(18)受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

(19)外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書および(13)ならびに(16)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(4)までの証券および(13)ならびに(16)の証券または証書のうち(2)から(4)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(11)および(12)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1)預金
(2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3)コール・ローン
(4)手形割引市場において売買される手形
(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
(6)外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③投資信託証券（上場投資信託受益証券は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑤同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
⑦外貨建資産への投資は行いません。
⑧ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ｃ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
⑨ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ｂ．前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1.信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券
2.株式分割により取得する株券
3.有償増資により取得する株券
4.売り出しにより取得する株券
5.信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩ａ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

ｂ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

⑪デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。
したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク

ファンドは、株式および株価指数先物を実質的な投資対象としますので、株価変動の影響を受けます。株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価等が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②為替変動リスク

ファンドは投資対象資産（円建て）に対して、原則として円売り米ドル買いの為替取引を行いますので、円に対する米ドルの為替変動の影響を受けます。米ドルが対円で下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

※米ドルの金利が円の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。

③取引先リスク（為替取引）

為替取引に活用する通貨オプション取引にあたっては、取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により契約が不履行になり、損失を被る可能性があります。

④流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

③分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

⑤マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの追加設定・換金申込等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。
なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。
委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。
委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

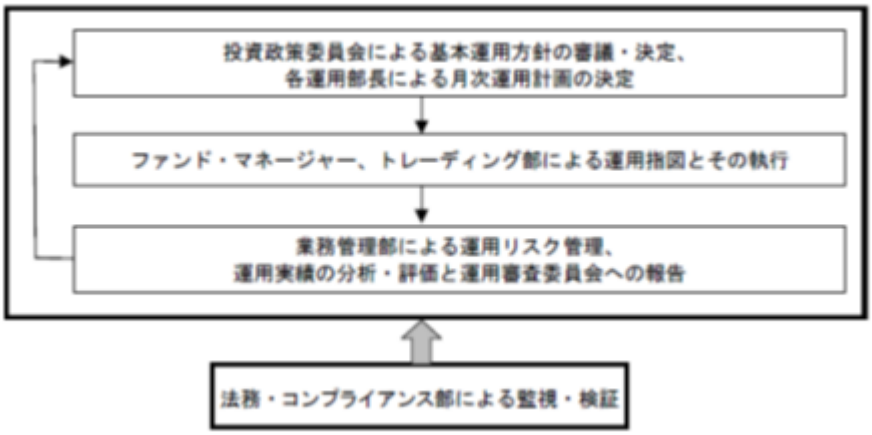

リスクの管理体制は2022年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

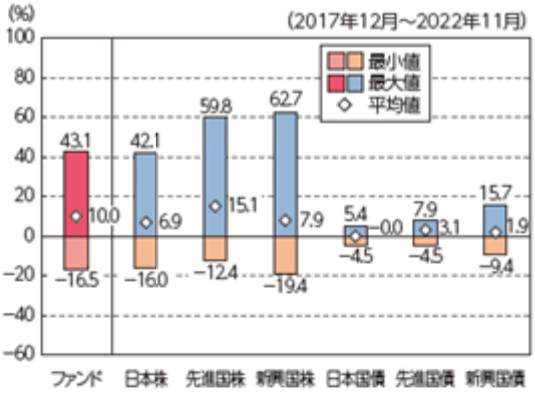

(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2017年12月末の基準価額を起点として指数化したものです。
※右のグラフは、2017年12月から2022年11月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※上記の騰落率は2022年11月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数
日本株…・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。
※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して
○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社ＪＰＸ総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。ただし、換金時には、換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額＊として控除します。
＊「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.144%（税抜1.04%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。
[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

（年率・税抜）

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.35%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.04%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
なお、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。
③証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。
その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合

ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いについては、2022年11月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2022年11月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,325	73.47
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	839	26.53
合計（純資産総額）	－	3,164	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

その他の資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	建別	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	820,315,000	25.93

（注）株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

その他の資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	建別	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
通貨オプション取引	買建	日本	2,241,000	0.07
	売建	日本	102,748,500	△3.25

（注）通貨オプション取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

その他の資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	建別	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	－	1,259,979,630	39.82

（注）為替予約取引の時価については、原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2022年11月30日現在）

	国名	種　類	銘　柄　名	数　量 （口）	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＰＸ日経４００ マザーファンド	1,151,960,311	1.9152 2,206,234,387	2.0179 2,324,540,711	73.47

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2022年11月30日現在）

種類	投 資 比 率（%）
親投資信託受益証券	73.47
合計	73.47

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2022年11月30日現在）

区　分	種　類	簿　価（円）	時　価（円）	投資比率（％）
市場取引	株価指数先物取引 買　建 ＪＰＸ日経インデックス400先物	775,072,000	820,315,000	25.93

（注）1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2022年11月30日現在）

区　分	種　類	簿　価（円）	時　価（円）	投資比率（％）
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 買　建 ＵＳドル／コール	32,697,000	2,241,000	0.07
	売　建 ＵＳドル／プット	32,697,000	102,748,500	△3.25

（注）1 時価の算定方法

通貨オプション取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2022年11月30日現在）

区　分	種　類	簿　価（円）	時　価（円）	投資比率（％）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買　建 ＵＳドル	1,324,090,850	1,259,979,630	39.82

（注）1 時価の算定方法

為替予約取引の時価については、原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2022年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（単位:百万円）	純資産総額（分配付）（単位:百万円）	1口当たりの純資産額（分配落）（単位:円）	1口当たりの純資産額（分配付）（単位:円）
第1期 計算期間（2014年10月20日現在）	14,525	14,525	1.0906	1.0906
第2期 計算期間（2015年4月20日現在）	10,221	14,269	1.1110	1.5510
第3期 計算期間（2015年10月20日現在）	14,801	14,801	1.0389	1.0389
第4期 計算期間（2016年4月20日現在）	12,951	12,951	0.8735	0.8735
第5期 計算期間（2016年10月20日現在）	11,294	11,294	0.8233	0.8233
第6期 計算期間（2017年4月20日現在）	10,471	10,471	0.9357	0.9357
第7期 計算期間（2017年10月20日現在）	9,494	9,665	1.1119	1.1319
第8期 計算期間（2018年4月20日現在）	7,228	7,228	1.0838	1.0838
第9期 計算期間（2018年10月22日現在）	6,267	6,338	1.1033	1.1158
第10期 計算期間（2019年4月22日現在）	5,518	5,518	1.0714	1.0714
第11期 計算期間（2019年10月21日現在）	4,876	4,876	1.0682	1.0682
第12期 計算期間（2020年4月20日現在）	3,546	3,546	0.9477	0.9477
第13期 計算期間（2020年10月20日現在）	3,628	3,628	1.0578	1.0578
第14期 計算期間（2021年4月20日現在）	3,018	3,641	1.0671	1.2871
第15期 計算期間（2021年10月20日現在）	3,125	3,371	1.1081	1.1951
2021年11月末日	2,997	－	1.0424	－
2021年12月末日	3,144	－	1.0942	－
2022年1月末日	2,987	－	1.0430	－
2022年2月末日	2,953	－	1.0358	－
2022年3月末日	3,209	－	1.1433	－
第16期 計算期間（2022年4月20日現在）	3,147	3,260	1.1449	1.1859
2022年4月末日	3,128	－	1.1327	－
2022年5月末日	3,118	－	1.1344	－
2022年6月末日	3,209	－	1.1813	－
2022年7月末日	3,232	－	1.2089	－
2022年8月末日	3,334	－	1.2614	－
2022年9月末日	3,272	－	1.2443	－

第17期 計算期間 （2022年10月20日現在）	3,140	3,486	1.1958	1.3278
2022年10月末日	3,262	－	1.2065	－
2022年11月末日	3,164	－	1.1723	－

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2014年10月20日）	0.0000
第2期 計算期間（2015年4月20日）	0.4400
第3期 計算期間（2015年10月20日）	0.0000
第4期 計算期間（2016年4月20日）	0.0000
第5期 計算期間（2016年10月20日）	0.0000
第6期 計算期間（2017年4月20日）	0.0000
第7期 計算期間（2017年10月20日）	0.0200
第8期 計算期間（2018年4月20日）	0.0000
第9期 計算期間（2018年10月22日）	0.0125
第10期 計算期間（2019年4月22日）	0.0000
第11期 計算期間（2019年10月21日）	0.0000
第12期 計算期間（2020年4月20日）	0.0000
第13期 計算期間（2020年10月20日）	0.0000
第14期 計算期間（2021年4月20日）	0.2200
第15期 計算期間（2021年10月20日）	0.0870
第16期 計算期間（2022年4月20日）	0.0410
第17期 計算期間（2022年10月20日）	0.1320

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1期 計算期間（2014年4月18日 ～ 2014年10月20日）	9.06
第2期 計算期間（2014年10月21日 ～ 2015年4月20日）	42.22
第3期 計算期間（2015年4月21日 ～ 2015年10月20日）	△6.49
第4期 計算期間（2015年10月21日 ～ 2016年4月20日）	△15.92
第5期 計算期間（2016年4月21日 ～ 2016年10月20日）	△5.75
第6期 計算期間（2016年10月21日 ～ 2017年4月20日）	13.65
第7期 計算期間（2017年4月21日 ～ 2017年10月20日）	20.97
第8期 計算期間（2017年10月21日 ～ 2018年4月20日）	△2.53
第9期 計算期間（2018年4月21日 ～ 2018年10月22日）	2.95
第10期 計算期間（2018年10月23日 ～ 2019年4月22日）	△2.89
第11期 計算期間（2019年4月23日 ～ 2019年10月21日）	△0.30
第12期 計算期間（2019年10月22日 ～ 2020年4月20日）	△11.28
第13期 計算期間（2020年4月21日 ～ 2020年10月20日）	11.62
第14期 計算期間（2020年10月21日 ～ 2021年4月20日）	21.68
第15期 計算期間（2021年4月21日 ～ 2021年10月20日）	12.00
第16期 計算期間（2021年10月21日 ～ 2022年4月20日）	7.02
第17期 計算期間（2022年4月21日 ～ 2022年10月20日）	15.98

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。な

お、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2014年4月18日 ～ 2014年10月20日）	14,755,441,500	1,437,564,211
第2期 計算期間（2014年10月21日 ～ 2015年4月20日）	5,563,394,249	9,681,242,654
第3期 計算期間（2015年4月21日 ～ 2015年10月20日）	7,363,951,222	2,317,316,727
第4期 計算期間（2015年10月21日 ～ 2016年4月20日）	2,771,502,529	2,192,684,880
第5期 計算期間（2016年4月21日 ～ 2016年10月20日）	980,254,154	2,087,981,342
第6期 計算期間（2016年10月21日 ～ 2017年4月20日）	564,293,230	3,091,470,792
第7期 計算期間（2017年4月21日 ～ 2017年10月20日）	167,181,372	2,819,274,221
第8期 計算期間（2017年10月21日 ～ 2018年4月20日）	229,533,381	2,098,816,308
第9期 計算期間（2018年4月21日 ～ 2018年10月22日）	34,828,849	1,023,922,460
第10期 計算期間（2018年10月23日 ～ 2019年4月22日）	63,938,388	593,956,010
第11期 計算期間（2019年4月23日 ～ 2019年10月21日）	19,741,933	605,520,811
第12期 計算期間（2019年10月22日 ～ 2020年4月20日）	17,222,266	840,050,453
第13期 計算期間（2020年4月21日 ～ 2020年10月20日）	4,958,941	316,520,467
第14期 計算期間（2020年10月21日 ～ 2021年4月20日）	8,145,538	609,408,693
第15期 計算期間（2021年4月21日 ～ 2021年10月20日）	185,447,674	193,608,295
第16期 計算期間（2021年10月21日 ～ 2022年4月20日）	75,795,506	147,795,431
第17期 計算期間（2022年4月21日 ～ 2022年10月20日）	60,133,698	183,039,260

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）ＪＰＸ日経４００マザーファンドの状況

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2022年11月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（%）
株式	日本	2,291	98.56
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	34	1.44
合計（純資産総額）	－	2,325	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2022年11月30日現在）

	国名	種類	業　種	銘　柄　名	数　量 （株）	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	医薬品	第一三共	9,600	4,436.88 42,594,049	4,518.00 43,372,800	1.87
2	日本	株式	電気機器	キーエンス	700	48,050.00 33,635,000	57,140.00 39,998,000	1.72
3	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	7,900	4,105.00 32,429,500	4,673.00 36,916,700	1.59
4	日本	株式	サービス業	リクルートホールディングス	8,000	4,397.00 35,176,000	4,329.00 34,632,000	1.49
5	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	8,500	3,768.00 32,028,000	4,050.00 34,425,000	1.48
6	日本	株式	電気機器	日立製作所	4,700	6,412.00 30,136,400	7,299.00 34,305,300	1.48
7	日本	株式	卸売業	三井物産	8,500	3,212.00 27,302,000	3,983.00 33,855,500	1.46
8	日本	株式	精密機器	ＨＯＹＡ	2,400	14,395.00 34,548,000	14,060.00 33,744,000	1.45
9	日本	株式	卸売業	三菱商事	7,300	4,076.00 29,754,800	4,605.00 33,616,500	1.45
10	日本	株式	化学	信越化学工業	1,900	14,935.00 28,376,500	17,570.00 33,383,000	1.44
11	日本	株式	銀行業	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	44,000	693.00 30,492,000	755.10 33,224,400	1.43
12	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	16,500	2,005.85 33,096,564	2,010.50 33,173,250	1.43
13	日本	株式	情報・通信業	日本電信電話	8,600	4,092.95 35,199,379	3,820.00 32,852,000	1.41
14	日本	株式	電気機器	ソニーグループ	2,900	9,725.00 28,202,500	11,255.00 32,639,500	1.40
15	日本	株式	その他製品	任天堂	5,500	6,096.00 33,528,000	5,894.00 32,417,000	1.39
16	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンクグループ	5,400	5,780.00 31,212,000	5,952.00 32,140,800	1.38
17	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	700	36,700.00 25,690,000	45,090.00 31,563,000	1.36
18	日本	株式	卸売業	伊藤忠商事	7,200	3,865.00 27,828,000	4,287.00 30,866,400	1.33
19	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	10,900	2,650.79 28,893,679	2,827.00 30,814,300	1.33
20	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	8,900	3,263.00 29,040,700	3,356.00 29,868,400	1.28
21	日本	株式	情報・通信業	ＫＤＤＩ	7,200	4,293.00 30,909,600	4,111.00 29,599,200	1.27

22	日本	株式	機械	ダイキン工業	1,300	22,245.00 28,918,500	22,405.00 29,126,500	1.25
23	日本	株式	銀行業	みずほフィナンシャルグループ	15,700	1,619.21 25,421,686	1,717.00 26,956,900	1.16
24	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンク	17,700	1,453.00 25,718,100	1,497.50 26,505,750	1.14
25	日本	株式	機械	ＳＭＣ	400	58,220.00 23,288,000	61,760.00 24,704,000	1.06
26	日本	株式	電気機器	村田製作所	3,300	6,971.00 23,004,300	7,464.00 24,631,200	1.06
27	日本	株式	電気機器	日本電産	2,700	7,737.00 20,889,900	8,534.00 23,041,800	0.99
28	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	10,600	2,005.50 21,258,300	2,128.00 22,556,800	0.97
29	日本	株式	電気機器	ファナック	1,100	20,335.00 22,368,500	20,365.00 22,401,500	0.96
30	日本	株式	小売業	セブン＆アイ・ホールディングス	4,000	5,693.00 22,772,000	5,579.00 22,316,000	0.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2022年11月30日現在）

種類	業　種	投 資 比 率（%）
株式	電気機器	16.79
株式	情報・通信業	9.15
株式	医薬品	7.26
株式	化学	6.95
株式	卸売業	6.78
株式	機械	5.66
株式	輸送用機器	5.63
株式	銀行業	5.51
株式	小売業	4.07
株式	食料品	3.92
株式	サービス業	3.77
株式	精密機器	3.30
株式	保険業	3.05
株式	不動産業	2.46
株式	建設業	2.07
株式	その他製品	2.05
株式	その他金融業	1.31
株式	陸運業	1.24
株式	電気・ガス業	1.12
株式	ゴム製品	0.93
株式	ガラス・土石製品	0.77
株式	海運業	0.75
株式	証券、商品先物取引業	0.70
株式	鉄鋼	0.70
株式	非鉄金属	0.67
株式	石油・石炭製品	0.63
株式	繊維製品	0.38
株式	鉱業	0.38
株式	金属製品	0.33
株式	パルプ・紙	0.16
株式	水産・農林業	0.03
株式	倉庫・運輸関連業	0.02
合計		98.56

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）運用実績

（2022年11月30日現在）

基準価額・純資産の推移

※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2022年10月	1,320円
2022年 4月	410円
2021年10月	870円
2021年 4月	2,200円
2020年10月	0円
設定来累計	9,525円

主要な資産の状況

＜投資比率＞

株式		98.3%
	うち株式現物	72.4%
	うち株式先物	25.9%

※株式現物の投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

＜実質外貨比率＞

米ドル	98.9%

※純資産総額に対する為替取引(通貨オプション取引および為替予約)による米ドルの買い相当額合計の比率です。

＜組入上位銘柄＞

銘柄名(銘柄数 400)	業種	比率
第一三共	医薬品	1.4%
キーエンス	電気機器	1.3%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.2%
リクルートホールディングス	サービス業	1.1%
武田薬品工業	医薬品	1.1%
日立製作所	電気機器	1.1%
三井物産	卸売業	1.1%
HOYA	精密機器	1.1%
三菱商事	卸売業	1.1%
信越化学工業	化学	1.1%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

＜組入上位業種＞

業種	比率
電気機器	12.3%
情報・通信業	6.7%
医薬品	5.3%
化学	5.1%
卸売業	5.0%

※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2014年は設定日(4月18日)から年末まで、2022年は年初から11月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。

②購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

③申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約＊」を締結していただきます。
＊これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

④受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

⑤ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑥申込手数料につきましては、前述「第1　ファンドの状況　4　手数料等及び税金　（1）申込手数料」をご参照ください。

⑦購入申込者は、購入代金を払込期日までに申込いただきます販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。
換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額＊として控除した価額とします。
＊「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

⑨換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①ファンドの主な投資対象

・マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

・株価指数先物取引：原則として計算日に知りうる直近の日の清算値段等で評価します。

・外国為替予約取引：原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

・通貨オプション取引：原則として金融商品取引業者または銀行等が提示する価額もしくは価格情報会社の提供する価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

・わが国の株式：原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
電話番号　03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
インターネットホームページ　　https://www.tdasset.co.jp/

（2）【保管】

ありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、2025年10月20日までですが、後述「（５）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年4月21日から10月20日まで、10月21日から翌年4月20日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

ａ．ファンドの繰上償還

(1)委託会社は、信託期間中において、この信託契約の換金申込により受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、ＪＰＸ日経インデックス400が改廃された場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(2)委託会社は、(1)の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(3)(2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(4)(2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(5)(2)から(4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(2)から(4)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

ｂ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｃ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「②信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

ｄ．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａの事項（ａの変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．ａからｆの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.tdasset.co.jp/）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。

２．当ファンドは、第17期計算期間(2022年4月21日から2022年10月20日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
Ｔ＆Ｄ　ＪＰＸ日経４００投信（通貨選択型）米ドルコース
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期 （2022年4月20日現在）	第17期 （2022年10月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	868,328,417	1,199,436,773
親投資信託受益証券	2,210,151,052	2,206,234,387
コール・オプション（買）	134,834,000	78,250,000
派生商品評価勘定	165,203,000	47,436,180
未収入金	6,742,660	12,998,390
差入委託証拠金	－	60,324,000
流動資産合計	3,385,259,129	3,604,679,730
資産合計	3,385,259,129	3,604,679,730
負債の部		
流動負債		
プット・オプション（売）	308,000	6,337,500
派生商品評価勘定	168,000	12,725,440
前受金	27,587,000	－
未払金	－	2,446,720
未払収益分配金	112,688,376	346,578,066
未払解約金	904,930	20,008,981
未払受託者報酬	676,587	715,524
未払委託者報酬	16,914,541	17,888,000
未払利息	1,160	2,135
受入担保金	79,000,000	58,000,000
その他未払費用	169,082	178,817
流動負債合計	238,417,676	464,881,183
負債合計	238,417,676	464,881,183
純資産の部		
元本等		
元本	2,748,496,977	2,625,591,415
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	398,344,476	514,207,132
（分配準備積立金）	211,067,246	327,227,751
元本等合計	3,146,841,453	3,139,798,547
純資産合計	3,146,841,453	3,139,798,547
負債純資産合計	3,385,259,129	3,604,679,730

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 （自 2021年10月21日 至 2022年4月20日）	第17期 （自 2022年4月21日 至 2022年10月20日）
営業収益		
受取利息	6,136	2,521
有価証券売買等損益	△99,319,393	△3,916,665
派生商品取引等損益	171,720,700	279,289,840
為替差損益	159,213,040	231,366,360
その他収益	1,630	8,685
営業収益合計	231,622,113	506,750,741
営業費用		
支払利息	202,853	246,600
受託者報酬	676,587	715,524
委託者報酬	16,914,541	17,888,000
その他費用	389,082	376,843
営業費用合計	18,183,063	19,226,967
営業利益	213,439,050	487,523,774
経常利益	213,439,050	487,523,774
当期純利益	213,439,050	487,523,774
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△715,749	11,152,942
期首剰余金又は期首欠損金（△）	304,819,775	398,344,476
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,792,338	12,392,642
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,792,338	12,392,642
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,734,060	26,322,752
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,734,060	26,322,752
分配金	112,688,376	346,578,066
期末剰余金又は期末欠損金（△）	398,344,476	514,207,132

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)通貨オプション取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。 (3)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 (4)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第16期 （2022年4月20日現在）	第17期 （2022年10月20日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,748,496,977口	1 計算期間の末日における受益権の総数 2,625,591,415口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1449円 （1万口当たり純資産額 11,449円）	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1958円 （1万口当たり純資産額 11,958円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期別 項目	第16期 （自 2021年10月21日 至 2022年4月20日）	第17期 （自 2022年4月21日 至 2022年10月20日）
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（26,475,513円）、費用控除後有価証券売買等損益（187,679,286円）、収益調整金（187,277,230円）、及び分配準備積立金（109,600,823円）より、分配対象収益は511,032,852円（1万口当たり1,859円）であり、うち112,688,376円（1万口当たり410円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益（28,141,375円）、費用控除後有価証券売買等損益（448,229,457円）、収益調整金（186,979,381円）、及び分配準備積立金（197,434,985円）より、分配対象収益は860,785,198円（1万口当たり3,278円）であり、うち346,578,066円（1万口当たり1,320円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第16期 （自 2021年10月21日 至 2022年4月20日）	第17期 （自 2022年4月21日 至 2022年10月20日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、デリバティブ取引及びコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。 デリバティブ取引は、株価指数先物、通貨オプション取引及び為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。リスクとしては、市場価格の変動に係るリスク、為替変動リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第16期 （2022年4月20日現在）	第17期 （2022年10月20日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 先物取引、通貨オプション取引及び為替予約取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第16期 （自 2021年10月21日 至 2022年4月20日）	第17期 （自 2022年4月21日 至 2022年10月20日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期別 項目	第16期 （自 2021年10月21日 至 2022年4月20日）	第17期 （自 2022年4月21日 至 2022年10月20日）
期首元本額	2,820,496,902 円	2,748,496,977 円
期中追加設定元本額	75,795,506 円	60,133,698 円
期中一部解約元本額	147,795,431 円	183,039,260 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第16期（自 2021年10月21日　至 2022年4月20日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△98,723,000　円
合計	△98,723,000　円

第17期（自 2022年4月21日　至 2022年10月20日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△3,916,665　円
合計	△3,916,665　円

3 デリバティブ取引関係

第16期（自 2021年10月21日　至 2022年4月20日）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買　建 ＪＰＸ日経インデックス400先物	793,663,000	－	861,500,000	67,727,000
合　計		793,663,000	－	861,500,000	67,727,000

（注）1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨オプション取引				
	買　建				
	USドル／コール	1,676,654,000	－	134,834,000	117,292,000
	売　建				
	USドル／プット	1,676,654,000	－	308,000	17,234,000
合　計		－	－	－	134,526,000

（注）1 時価の算定方法

通貨オプション取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買　建				
	USドル	1,222,130,340	－	1,319,438,340	97,308,000
合　計		1,222,130,340	－	1,319,438,340	97,308,000

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

第17期（自 2022年4月21日　至 2022年10月20日）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買　建 ＪＰＸ日経インデックス400先物	914,880,400	－	902,272,000	△12,725,440
合　計		914,880,400	－	902,272,000	△12,725,440

（注）1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 買　建 USドル／コール	1,798,787,500	－	78,250,000	44,925,000
	売　建 USドル／プット	1,798,787,500	－	6,337,500	26,987,500
合　計		－	－	－	71,912,500

（注）1 時価の算定方法

通貨オプション取引の時価については、金融商品取引業者の提示する価額等で評価しております。

2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買　建 USドル	1,179,709,400	－	1,227,145,580	47,436,180
合　計		1,179,709,400	－	1,227,145,580	47,436,180

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。
2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。
3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

ａ．株式

該当事項はありません。

ｂ．株式以外の有価証券

（2022年10月20日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ＪＰＸ日経４００マザーファンド	1,151,960,311	2,206,234,387	
合計		1,151,960,311	2,206,234,387	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

（参考）ＪＰＸ日経４００マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「ＪＰＸ日経４００マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位 ： 円）

対象年月日	（2022年4月20日現在）	（2022年10月20日現在）
科　目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,413,733	7,469,383
株式	2,179,140,660	2,173,858,210
未収配当金	25,545,885	24,913,365
流動資産合計	2,210,100,278	2,206,240,958
資産合計	2,210,100,278	2,206,240,958
負債の部		
流動負債		
未払利息	7	13
流動負債合計	7	13
負債合計	7	13
純資産の部		
元本等		
元本	1,151,960,311	1,151,960,311
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,058,139,960	1,054,280,634
元本等合計	2,210,100,271	2,206,240,945
純資産合計	2,210,100,271	2,206,240,945
負債純資産合計	2,210,100,278	2,206,240,958

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2022年4月20日現在）	（2022年10月20日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,151,960,311口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,151,960,311口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9186円 （1万口当たり純資産額 19,186円）	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9152円 （1万口当たり純資産額 19,152円）

（その他の注記）

1 元本の移動

対象年月日 項　目	（2022年4月20日現在）	（2022年10月20日現在）
期首元本額	1,164,731,051 円	1,151,960,311 円
期中追加設定元本額	－ 円	－ 円
期中一部解約元本額	12,770,740 円	－ 円
期末元本額	1,151,960,311 円	1,151,960,311 円
元本の内訳＊		
Ｔ＆Ｄ ＪＰＸ日経４００投信（通貨選択型）米ドルコース	1,151,960,311 円	1,151,960,311 円
合計	1,151,960,311 円	1,151,960,311 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 2021年10月21日　至 2022年4月20日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,179,140,660　円	△127,890,734　円
合計	2,179,140,660　円	△127,890,734　円

（自 2022年4月21日　至 2022年10月20日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,173,858,210　円	△30,577,851　円
合計	2,173,858,210　円	△30,577,851　円

3 デリバティブ取引関係

（自 2021年10月21日　至 2022年4月20日）

該当事項はありません。

（自 2022年4月21日　至 2022年10月20日）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

①有価証券明細表

ａ．株式

（2022年10月20日現在）

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日本水産	1,600	540.00	864,000	
ＩＮＰＥＸ	5,300	1,483.00	7,859,900	
ウエストホールディングス	100	4,505.00	450,500	
ショーボンドホールディングス	200	6,400.00	1,280,000	
ミライト・ワン	500	1,444.00	722,000	
安藤・間	800	843.00	674,400	
コムシスホールディングス	500	2,460.00	1,230,000	
大成建設	1,100	4,030.00	4,433,000	
大林組	3,600	964.00	3,470,400	
清水建設	3,300	743.00	2,451,900	
長谷工コーポレーション	1,000	1,557.00	1,557,000	
鹿島建設	2,600	1,394.00	3,624,400	
西松建設	200	3,775.00	755,000	
戸田建設	1,500	753.00	1,129,500	
熊谷組	200	2,549.00	509,800	
五洋建設	1,400	731.00	1,023,400	
住友林業	800	2,280.00	1,824,000	
大和ハウス工業	3,100	2,982.50	9,245,750	
積水ハウス	3,700	2,444.00	9,042,800	
関電工	600	831.00	498,600	
エクシオグループ	500	2,195.00	1,097,500	
九電工	200	2,928.00	585,600	
インフロニア・ホールディングス	1,300	1,020.00	1,326,000	
森永製菓	200	3,835.00	767,000	
カルビー	600	3,040.00	1,824,000	
森永乳業	200	4,205.00	841,000	
ヤクルト本社	800	8,310.00	6,648,000	
明治ホールディングス	700	6,250.00	4,375,000	
プリマハム	200	2,040.00	408,000	
日本ハム	400	3,625.00	1,450,000	
アサヒグループホールディングス	2,300	4,277.00	9,837,100	
キリンホールディングス	4,600	2,201.00	10,124,600	
宝ホールディングス	700	1,056.00	739,200	
サントリー食品インターナショナル	700	5,040.00	3,528,000	
キッコーマン	700	8,200.00	5,740,000	
味の素	2,500	4,091.00	10,227,500	
キユーピー	500	2,403.00	1,201,500	
カゴメ	500	2,999.00	1,499,500	
ニチレイ	500	2,285.00	1,142,500	

東洋水産	600	6,050.00	3,630,000	
日清食品ホールディングス	400	9,650.00	3,860,000	
日本たばこ産業	6,700	2,435.50	16,317,850	
帝人	1,100	1,383.00	1,521,300	
東レ	7,500	722.50	5,418,750	
ゴールドウイン	200	7,760.00	1,552,000	
王子ホールディングス	4,700	534.00	2,509,800	
大王製紙	500	1,160.00	580,000	
レンゴー	900	841.00	756,900	
クラレ	1,600	1,023.00	1,636,800	
旭化成	7,500	949.90	7,124,250	
住友化学	8,300	505.00	4,191,500	
日産化学	500	6,700.00	3,350,000	
東ソー	1,500	1,621.00	2,431,500	
トクヤマ	400	1,753.00	701,200	
デンカ	400	3,200.00	1,280,000	
信越化学工業	1,900	14,935.00	28,376,500	
エア・ウォーター	1,000	1,648.00	1,648,000	
日本酸素ホールディングス	1,000	2,333.00	2,333,000	
三菱瓦斯化学	900	1,886.00	1,697,400	
三井化学	900	2,777.00	2,499,300	
三菱ケミカルグループ	7,500	668.30	5,012,250	
ＫＨネオケム	200	2,721.00	544,200	
ダイセル	1,600	843.00	1,348,800	
積水化学工業	2,300	1,777.00	4,087,100	
日本ゼオン	900	1,313.00	1,181,700	
アイカ工業	300	3,185.00	955,500	
ＵＢＥ	600	1,940.00	1,164,000	
日油	300	5,210.00	1,563,000	
花王	2,600	5,706.00	14,835,600	
日本ペイントホールディングス	4,500	969.00	4,360,500	
関西ペイント	1,000	2,113.00	2,113,000	
富士フイルムホールディングス	2,200	6,812.00	14,986,400	
資生堂	2,200	5,196.00	11,431,200	
ライオン	1,200	1,584.00	1,900,800	
ファンケル	500	2,872.00	1,436,000	
コーセー	200	15,510.00	3,102,000	
小林製薬	300	7,950.00	2,385,000	
タカラバイオ	300	1,673.00	501,900	
デクセリアルズ	300	3,240.00	972,000	
日東電工	700	7,970.00	5,579,000	
エフピコ	200	3,670.00	734,000	
ニフコ	400	3,150.00	1,260,000	
ユニ・チャーム	2,100	4,637.00	9,737,700	
協和キリン	1,200	3,360.00	4,032,000	

武田薬品工業	8,500	3,768.00	32,028,000	
アステラス製薬	10,600	2,005.50	21,258,300	
住友ファーマ	800	1,041.00	832,800	
塩野義製薬	1,400	6,848.00	9,587,200	
日本新薬	300	7,510.00	2,253,000	
中外製薬	3,200	3,604.00	11,532,800	
科研製薬	200	3,800.00	760,000	
エーザイ	1,400	8,262.00	11,566,800	
ロート製薬	600	4,645.00	2,787,000	
小野薬品工業	2,400	3,445.00	8,268,000	
参天製薬	2,200	980.00	2,156,000	
ＪＣＲファーマ	300	1,998.00	599,400	
東和薬品	200	2,175.00	435,000	
第一三共	9,000	4,423.00	39,807,000	
大塚ホールディングス	2,400	4,654.00	11,169,600	
ペプチドリーム	500	1,607.00	803,500	
出光興産	1,300	3,280.00	4,264,000	
ＥＮＥＯＳホールディングス	18,600	481.50	8,955,900	
コスモエネルギーホールディングス	500	3,820.00	1,910,000	
横浜ゴム	600	2,296.00	1,377,600	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	600	1,656.00	993,600	
ブリヂストン	3,300	5,083.00	16,773,900	
住友ゴム工業	1,000	1,242.00	1,242,000	
ＡＧＣ	1,000	4,540.00	4,540,000	
太平洋セメント	700	2,014.00	1,409,800	
東海カーボン	900	940.00	846,000	
ＴＯＴＯ	700	4,635.00	3,244,500	
日本碍子	1,200	1,848.00	2,217,600	
日本特殊陶業	900	2,692.00	2,422,800	
ＭＡＲＵＷＡ	100	15,710.00	1,571,000	
ニチアス	300	2,256.00	676,800	
日本製鉄	5,100	2,117.50	10,799,250	
ＪＦＥホールディングス	2,800	1,407.00	3,939,600	
東京製鐵	400	1,317.00	526,800	
三井金属鉱業	300	3,005.00	901,500	
住友金属鉱山	1,300	4,149.00	5,393,700	
ＤＯＷＡホールディングス	300	4,930.00	1,479,000	
住友電気工業	4,300	1,529.00	6,574,700	
アサヒホールディングス	500	1,932.00	966,000	
ＳＵＭＣＯ	2,000	1,834.00	3,668,000	
三和ホールディングス	1,200	1,250.00	1,500,000	
リンナイ	200	10,040.00	2,008,000	
三浦工業	500	3,010.00	1,505,000	
アマダ	1,900	1,036.00	1,968,400	
ＦＵＪＩ	500	1,943.00	971,500	

ＤＭＧ森精機	600	1,690.00	1,014,000	
ディスコ	200	31,000.00	6,200,000	
オプトラン	200	2,095.00	419,000	
ナブテスコ	600	3,035.00	1,821,000	
ＳＭＣ	400	58,220.00	23,288,000	
小松製作所	5,600	2,663.50	14,915,600	
住友重機械工業	700	2,779.00	1,945,300	
日立建機	500	2,651.00	1,325,500	
ローツェ	100	6,940.00	694,000	
クボタ	5,500	2,000.00	11,000,000	
荏原製作所	400	4,760.00	1,904,000	
ダイキン工業	1,400	22,245.00	31,143,000	
ダイフク	600	6,810.00	4,086,000	
竹内製作所	200	2,856.00	571,200	
ホシザキ	700	4,210.00	2,947,000	
マキタ	1,400	2,799.00	3,918,600	
三菱重工業	1,800	4,892.00	8,805,600	
ＩＨＩ	800	3,190.00	2,552,000	
イビデン	600	4,070.00	2,442,000	
ブラザー工業	1,400	2,588.00	3,623,200	
ミネベアミツミ	2,000	2,087.00	4,174,000	
日立製作所	5,000	6,412.00	32,060,000	
三菱電機	11,500	1,389.00	15,973,500	
富士電機	700	5,240.00	3,668,000	
安川電機	1,200	4,065.00	4,878,000	
日本電産	2,700	7,737.00	20,889,900	
オムロン	1,000	6,834.00	6,834,000	
ＭＣＪ	400	922.00	368,800	
日本電気	1,500	4,840.00	7,260,000	
富士通	1,100	16,195.00	17,814,500	
ルネサスエレクトロニクス	6,800	1,203.00	8,180,400	
セイコーエプソン	1,400	2,031.00	2,843,400	
ワコム	900	628.00	565,200	
アルバック	200	5,480.00	1,096,000	
エレコム	300	1,340.00	402,000	
パナソニック　ホールディングス	13,200	1,043.50	13,774,200	
シャープ	1,200	864.00	1,036,800	
アンリツ	800	1,615.00	1,292,000	
ソニーグループ	2,900	9,725.00	28,202,500	
ＴＤＫ	1,800	4,575.00	8,235,000	
横河電機	1,100	2,368.00	2,604,800	
アズビル	700	3,970.00	2,779,000	
日本光電工業	500	3,405.00	1,702,500	
堀場製作所	200	5,780.00	1,156,000	
アドバンテスト	900	7,000.00	6,300,000	

キーエンス	700	48,050.00	33,635,000	
シスメックス	900	7,881.00	7,092,900	
フェローテックホールディングス	300	2,314.00	694,200	
レーザーテック	500	18,580.00	9,290,000	
カシオ計算機	800	1,315.00	1,052,000	
ファナック	1,100	20,335.00	22,368,500	
浜松ホトニクス	800	6,490.00	5,192,000	
新光電気工業	400	3,240.00	1,296,000	
京セラ	1,700	7,325.00	12,452,500	
太陽誘電	500	3,790.00	1,895,000	
村田製作所	3,400	6,971.00	23,701,400	
小糸製作所	1,200	2,073.00	2,487,600	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	200	7,750.00	1,550,000	
東京エレクトロン	800	36,700.00	29,360,000	
トヨタ紡織	400	1,864.00	745,600	
豊田自動織機	900	7,320.00	6,588,000	
デンソー	2,400	7,119.00	17,085,600	
いすゞ自動車	3,600	1,668.00	6,004,800	
トヨタ自動車	15,400	2,004.00	30,861,600	
アイシン	900	3,855.00	3,469,500	
本田技研工業	9,000	3,263.00	29,367,000	
スズキ	2,500	4,677.00	11,692,500	
ＳＵＢＡＲＵ	3,200	2,310.00	7,392,000	
ヤマハ発動機	1,600	2,981.00	4,769,600	
豊田合成	300	2,278.00	683,400	
シマノ	400	21,555.00	8,622,000	
テイ・エス　テック	500	1,526.00	763,000	
テルモ	3,500	4,389.00	15,361,500	
島津製作所	1,500	3,780.00	5,670,000	
東京精密	200	4,240.00	848,000	
オリンパス	5,900	3,024.00	17,841,600	
ＨＯＹＡ	2,400	14,395.00	34,548,000	
朝日インテック	1,400	2,503.00	3,504,200	
バンダイナムコホールディングス	1,000	9,746.00	9,746,000	
パイロットコーポレーション	200	5,820.00	1,164,000	
ヤマハ	700	5,570.00	3,899,000	
ピジョン	700	2,046.00	1,432,200	
任天堂	5,600	6,096.00	34,137,600	
中部電力	3,500	1,233.00	4,315,500	
関西電力	4,300	1,139.00	4,897,700	
九州電力	2,400	728.00	1,747,200	
北海道電力	1,100	435.00	478,500	
電源開発	900	2,104.00	1,893,600	
イーレックス	200	2,578.00	515,600	
レノバ	200	3,505.00	701,000	

東京瓦斯	2,200	2,587.00	5,691,400	
大阪瓦斯	2,100	2,203.00	4,626,300	
ＳＢＳホールディングス	100	2,893.00	289,300	
東海旅客鉄道	900	17,705.00	15,934,500	
ヤマトホールディングス	1,600	2,192.00	3,507,200	
山九	300	4,285.00	1,285,500	
センコーグループホールディングス	500	993.00	496,500	
日立物流	200	8,630.00	1,726,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	200	1,480.00	296,000	
ＳＧホールディングス	2,000	2,005.00	4,010,000	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	400	7,440.00	2,976,000	
日本郵船	2,900	2,685.00	7,786,500	
商船三井	1,800	2,889.00	5,200,200	
川崎汽船	1,100	2,282.00	2,510,200	
三井倉庫ホールディングス	100	3,260.00	326,000	
ＮＥＣネッツエスアイ	400	1,625.00	650,000	
システナ	1,800	417.00	750,600	
日鉄ソリューションズ	200	3,590.00	718,000	
ＴＩＳ	1,100	3,945.00	4,339,500	
コーエーテクモホールディングス	800	2,193.00	1,754,400	
ネクソン	2,700	2,533.00	6,839,100	
ティーガイア	100	1,665.00	166,500	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	300	2,130.00	639,000	
GMOペイメントゲートウェイ	200	9,980.00	1,996,000	
インターネットイニシアティブ	600	2,280.00	1,368,000	
ラクス	600	1,496.00	897,600	
チェンジ	300	1,910.00	573,000	
野村総合研究所	2,100	3,530.00	7,413,000	
インフォコム	100	2,030.00	203,000	
オービック	400	20,890.00	8,356,000	
ジャストシステム	200	3,020.00	604,000	
Ｚホールディングス	17,500	384.00	6,720,000	
トレンドマイクロ	600	7,570.00	4,542,000	
日本オラクル	200	8,110.00	1,622,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	600	3,580.00	2,148,000	
大塚商会	600	4,685.00	2,811,000	
電通国際情報サービス	100	4,590.00	459,000	
東映アニメーション	100	13,550.00	1,355,000	
デジタルガレージ	200	3,395.00	679,000	
ネットワンシステムズ	400	3,020.00	1,208,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	400	3,210.00	1,284,000	
ＵＳＥＮ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	100	2,254.00	225,400	
日本電信電話	8,300	4,093.00	33,971,900	
ＫＤＤＩ	7,500	4,293.00	32,197,500	
ソフトバンク	18,400	1,453.00	26,735,200	

光通信	100	18,020.00	1,802,000	
GMOインターネットグループ	400	2,593.00	1,037,200	
東宝	700	5,170.00	3,619,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	3,200	2,079.00	6,652,800	
ＤＴＳ	200	3,460.00	692,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	600	6,650.00	3,990,000	
カプコン	1,100	3,745.00	4,119,500	
ＳＣＳＫ	800	2,194.00	1,755,200	
ＮＳＤ	400	2,472.00	988,800	
コナミグループ	400	6,330.00	2,532,000	
ソフトバンクグループ	6,200	5,780.00	35,836,000	
双日	1,200	2,198.00	2,637,600	
アルフレッサ　ホールディングス	1,300	1,670.00	2,171,000	
神戸物産	800	3,195.00	2,556,000	
ダイワボウホールディングス	500	1,842.00	921,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	600	894.00	536,400	
シップヘルスケアホールディングス	400	2,883.00	1,153,200	
メディパルホールディングス	1,100	1,839.00	2,022,900	
伊藤忠商事	7,300	3,865.00	28,214,500	
丸紅	10,500	1,311.00	13,765,500	
豊田通商	1,100	4,640.00	5,104,000	
兼松	400	1,485.00	594,000	
三井物産	8,600	3,212.00	27,623,200	
住友商事	7,200	1,891.50	13,618,800	
三菱商事	8,000	4,076.00	32,608,000	
阪和興業	200	3,580.00	716,000	
岩谷産業	300	5,380.00	1,614,000	
ＰＡＬＴＡＣ	200	4,080.00	816,000	
日鉄物産	100	5,150.00	515,000	
ミスミグループ本社	1,500	3,150.00	4,725,000	
ローソン	300	4,715.00	1,414,500	
エービーシー・マート	200	6,690.00	1,338,000	
日本マクドナルドホールディングス	600	5,040.00	3,024,000	
セリア	300	2,468.00	740,400	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	1,500	2,240.00	3,360,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	700	5,820.00	4,074,000	
ＺＯＺＯ	800	3,020.00	2,416,000	
ウエルシアホールディングス	600	3,200.00	1,920,000	
クリエイトＳＤホールディングス	200	3,220.00	644,000	
ネクステージ	200	2,661.00	532,200	
コスモス薬品	100	14,760.00	1,476,000	
セブン&アイ・ホールディングス	4,100	5,693.00	23,341,300	
ツルハホールディングス	300	8,780.00	2,634,000	
クスリのアオキホールディングス	100	7,130.00	713,000	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	600	2,439.00	1,463,400	

ノジマ	400	1,243.00	497,200	
良品計画	1,400	1,360.00	1,904,000	
コーナン商事	200	3,000.00	600,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	2,400	2,595.00	6,228,000	
ゼンショーホールディングス	600	3,735.00	2,241,000	
ワークマン	100	4,540.00	454,000	
スギホールディングス	200	6,170.00	1,234,000	
日本瓦斯	600	2,137.00	1,282,200	
ライフコーポレーション	100	2,282.00	228,200	
丸井グループ	900	2,493.00	2,243,700	
イズミ	200	3,035.00	607,000	
ヤオコー	100	6,380.00	638,000	
ケーズホールディングス	1,000	1,182.00	1,182,000	
ニトリホールディングス	500	12,170.00	6,085,000	
ファーストリテイリング	200	84,230.00	16,846,000	
サンドラッグ	500	3,600.00	1,800,000	
めぶきフィナンシャルグループ	5,100	293.00	1,494,300	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	6,100	466.00	2,842,600	
新生銀行	800	2,321.00	1,856,800	
あおぞら銀行	700	2,560.00	1,792,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	44,200	693.00	30,630,600	
りそなホールディングス	12,900	574.30	7,408,470	
三井住友トラスト・ホールディングス	2,000	4,299.00	8,598,000	
三井住友フィナンシャルグループ	7,900	4,105.00	32,429,500	
千葉銀行	3,400	828.00	2,815,200	
ふくおかフィナンシャルグループ	900	2,626.00	2,363,400	
セブン銀行	3,700	272.00	1,006,400	
みずほフィナンシャルグループ	14,600	1,621.50	23,673,900	
GMOフィナンシャルホールディングス	200	710.00	142,000	
ジャフコ　グループ	400	2,272.00	908,800	
大和証券グループ本社	7,800	576.00	4,492,800	
野村ホールディングス	18,600	481.40	8,954,040	
マネックスグループ	1,000	483.00	483,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	1,700	6,084.00	10,342,800	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	2,500	3,922.00	9,805,000	
第一生命ホールディングス	5,900	2,318.00	13,676,200	
東京海上ホールディングス	10,200	2,651.00	27,040,200	
Ｔ＆Ｄホールディングス	2,700	1,374.00	3,709,800	
全国保証	300	4,830.00	1,449,000	
芙蓉総合リース	100	8,370.00	837,000	
みずほリース	200	3,205.00	641,000	
東京センチュリー	200	4,920.00	984,000	
イオンフィナンシャルサービス	700	1,440.00	1,008,000	

アコム	2,400	321.00	770,400	
オリエントコーポレーション	300	1,160.00	348,000	
オリックス	7,200	2,105.50	15,159,600	
三菱ＨＣキャピタル	3,900	637.00	2,484,300	
日本取引所グループ	2,800	1,962.00	5,493,600	
大東建託	400	14,400.00	5,760,000	
ヒューリック	2,400	1,074.00	2,577,600	
野村不動産ホールディングス	600	3,425.00	2,055,000	
プレサンスコーポレーション	100	1,498.00	149,800	
オープンハウスグループ	400	5,130.00	2,052,000	
東急不動産ホールディングス	3,300	783.00	2,583,900	
飯田グループホールディングス	1,000	2,102.00	2,102,000	
ケイアイスター不動産	100	4,565.00	456,500	
三井不動産	4,800	2,876.50	13,807,200	
三菱地所	6,900	1,928.00	13,303,200	
東京建物	1,000	2,081.00	2,081,000	
住友不動産	2,200	3,473.00	7,640,600	
スターツコーポレーション	200	2,616.00	523,200	
日本エスコン	200	833.00	166,600	
イオンモール	600	1,644.00	986,400	
カチタス	300	3,100.00	930,000	
ＵＴグループ	200	2,184.00	436,800	
エス・エム・エス	400	3,135.00	1,254,000	
パーソルホールディングス	1,200	2,922.00	3,506,400	
綜合警備保障	400	3,780.00	1,512,000	
カカクコム	900	2,536.00	2,282,400	
ディップ	200	3,935.00	787,000	
ベネフィット・ワン	400	2,135.00	854,000	
エムスリー	2,100	4,213.00	8,847,300	
博報堂ＤＹホールディングス	1,500	1,244.00	1,866,000	
バリューコマース	100	2,257.00	225,700	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	300	2,746.00	823,800	
ビー・エム・エル	200	3,400.00	680,000	
ユー・エス・エス	1,300	2,215.00	2,879,500	
サイバーエージェント	2,500	1,242.00	3,105,000	
フルキャストホールディングス	100	2,849.00	284,900	
エン・ジャパン	200	2,484.00	496,800	
テクノプロ・ホールディングス	700	3,345.00	2,341,500	
ジャパンマテリアル	400	1,835.00	734,000	
リクルートホールディングス	8,100	4,397.00	35,615,700	
ベルシステム２４ホールディングス	200	1,409.00	281,800	
ベイカレント・コンサルティング	100	36,750.00	3,675,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	400	1,741.00	696,400	
リログループ	600	2,146.00	1,287,600	
トランス・コスモス	100	3,495.00	349,500	

セコム	1,200	8,595.00	10,314,000	
メイテック	400	2,425.00	970,000	
イオンディライト	100	2,926.00	292,600	
合計	792,000		2,173,858,210	

ｂ．株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2022年11月30日現在）

Ⅰ 資産総額	5,476,313,127 円
Ⅱ 負債総額	2,312,308,536 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,164,004,591 円
Ⅳ 発行済数量	2,698,987,355 口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1723 円

（参考）ＪＰＸ日経４００マザーファンド

Ⅰ 資産総額	2,324,513,502 円
Ⅱ 負債総額	23 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,324,513,479 円
Ⅳ 発行済数量	1,151,960,311 口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0179 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

２．受益者に対する特典

ありません。

３．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

５．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2022年11月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

（２）会社の機構

①経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

ａ．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

ｂ．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

ｃ．運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2022年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2022年11月末日現在、251本であり、その純資産総額の合計は1,001,391百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	121本	535,032百万円
単位型株式投資信託	76本	260,692百万円
単位型公社債投資信託	54本	205,667百万円

合計	**251本**	**1,001,391百万円**

3【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

**　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。**

2．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期事業年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

**　また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期中間会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。**

（1）【貸借対照表】

		第41期 （2021年３月31日現在）		第42期 （2022年３月31日現在）	
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）					
Ⅰ流動資産					
１．預金			7,160,745		6,978,199
２．前払費用			53,716		54,274
３．未収入金			-		8,625
４．未収委託者報酬			864,128		716,365
５．未収運用受託報酬			346,844		354,202
６．その他			33,509		24,792
流動資産計			8,458,944		8,136,459
Ⅱ固定資産					
１．有形固定資産			91,256		74,400
（1）建物	※１	73,436		66,050	
（2）器具備品	※１	17,660		8,230	
（3）その他	※１	159		119	
２．無形固定資産			68,667		71,539
（1）電話加入権		2,862		2,862	
（2）ソフトウェア		54,941		59,406	
（3）ソフトウェア仮勘定		10,863		9,269	
３．投資その他の資産			844,672		939,668
（1）投資有価証券		496,104		604,303	
（2）関係会社株式		3,264		-	
（3）長期差入保証金		101,261		95,968	
（4）繰延税金資産		226,048		218,220	
（5）長期前払費用		17,993		21,176	
固定資産計			1,004,597		1,085,609
資産合計			9,463,541		9,222,068

区分	注記番号	第41期（2021年３月31日現在） 内訳（千円）	第41期（2021年３月31日現在） 金額（千円）	第42期（2022年３月31日現在） 内訳（千円）	第42期（2022年３月31日現在） 金額（千円）
（負債の部）					
Ⅰ流動負債					
１．預り金			4,236		218
２．未払金			373,559		278,345
（1）未払収益分配金		1,521		2,286	
（2）未払償還金		2		2	
（3）未払手数料		302,483		228,262	
（4）その他未払金		69,552		47,794	
３．未払費用			613,492		519,451
４．未払法人税等			12,283		12,080
５．未払消費税等			25,230		16,108
６．賞与引当金			191,517		187,243
７．役員賞与引当金			14,800		8,700
８．時効後支払損引当金			37,988		-
流動負債計			1,273,108		1,022,147
Ⅱ固定負債					
１．退職給付引当金			462,595		467,064
２．役員退職慰労引当金			36,524		20,098
固定負債計			499,119		487,162
負債合計			1,772,228		1,509,309
（純資産の部）					
Ⅰ株主資本					
１．資本金			1,100,000		1,100,000
２．資本剰余金			277,667		277,667
（1）資本準備金		277,667		277,667	
３．利益剰余金			6,343,225		6,380,670
（1）利益準備金		175,000		175,000	
（2）その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		3,030,435		3,067,880	
株主資本計			7,720,893		7,758,338
Ⅱ評価・換算差額等					
１．その他有価証券評価差額金			△29,580		△45,578
評価・換算差額等計			△29,580		△45,578
純資産合計			7,691,313		7,712,759
負債・純資産合計			9,463,541		9,222,068

（２）【損益計算書】

区分	注記番号	第41期 (自　2020年４月１日 至　2021年３月31日) 内訳（千円）	第41期 (自　2020年４月１日 至　2021年３月31日) 金額（千円）	第42期 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日) 内訳（千円）	第42期 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日) 金額（千円）
Ⅰ営業収益					
１．委託者報酬			5,245,922		4,558,494
２．運用受託報酬			1,397,717		1,399,429
３．投資助言報酬			10,000		10,000
４．その他営業収益			-		18,298
営業収益計			6,653,639		5,986,222
Ⅱ営業費用					
１．支払手数料			2,010,648		1,627,048
２．広告宣伝費			160		277
３．調査費			2,025,602		1,954,047
（1）調査費		133,814		116,921	
（2）委託調査費		1,491,662		1,426,947	
（3）情報機器関連費		399,102		409,466	
（4）図書費		1,022		711	
４．委託計算費			212,665		203,993
５．営業雑経費			101,181		100,494
（1）通信費		9,730		8,831	
（2）印刷費		80,401		81,080	
（3）協会費		6,748		5,861	
（4）諸会費		4,300		4,721	
営業費用計			4,350,259		3,885,861
Ⅲ一般管理費					
１．給料			1,237,133		1,178,821
（1）役員報酬		87,649		60,206	
（2）給料・手当		1,085,640		1,053,344	
（3）賞与		63,844		65,270	
２．法定福利費			198,885		193,545
３．退職金			-		3,106
４．福利厚生費			4,808		4,677
５．交際費			105		521
６．寄付金			500		86
７．旅費交通費			8,997		842
８．事務委託費			102,494		91,137
９．租税公課			137,151		112,592
10．不動産賃借料			154,577		156,478
11．退職給付費用			55,702		52,920
12．役員退職慰労金			-		2,880
13．役員退職慰労引当金繰入			5,867		4,201
14．賞与引当金繰入			191,517		187,243
15．役員賞与引当金繰入			14,800		8,700
16．固定資産減価償却費			34,453		33,353
17．諸経費			42,241		41,846
一般管理費計			2,189,236		2,072,955
営業利益			114,143		27,404
Ⅳ営業外収益					
１．受取配当金			985		983

２．受取利息			69		48
３．時効成立分配金・償還金			498		-
４．助成金収入			482		581
５．時効後支払損引当金戻入			-		37,988
６．雑収入			70		1,408
営業外収益計			2,106		41,010
Ⅴ営業外費用					
１．為替差損			7,741		12,166
２．雑損失			-		0
営業外費用計			7,741		12,166
経常利益			108,508		56,248
Ⅵ特別利益					
１．投資有価証券売却益			2		319
特別利益計			2		319
Ⅶ特別損失					
１．固定資産除却損	※１		820		-
２．関係会社株式清算損	※２		-		1,110
３．投資有価証券評価損			695		-
４．投資有価証券売却損			2,084		734
５．関係会社株式評価損			2,121		-
特別損失計			5,723		1,844
税引前当期純利益			102,788		54,722
法人税、住民税及び事業税			42,912		2,388
法人税等調整額			2,215		14,889
当期純利益			57,660		37,444

（３）【株主資本等変動計算書】

第41期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233
当期変動額								
当期純利益						57,660	57,660	57,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	57,660	57,660	57,660
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893

	評価・換算差額等		純資産合　計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 1,215	△ 1,215	7,662,018
当期変動額			
当期純利益			57,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 28,364	△ 28,364	△ 28,364
当期変動額合計	△ 28,364	△ 28,364	29,295
当期末残高	△ 29,580	△ 29,580	7,691,313

第42期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893
当期変動額								
当期純利益						37,444	37,444	37,444
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	37,444	37,444	37,444
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 29,580	△ 29,580	7,691,313
当期変動額			
当期純利益			37,444
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 15,998	△ 15,998	△ 15,998
当期変動額合計	△ 15,998	△ 15,998	21,445
当期末残高	△ 45,578	△ 45,578	7,712,759

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**３～50年**
器具備品	**２～15年**
その他	**８年**

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。
委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（3）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（2）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。
なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

会計方針の変更

１．収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

２．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

（時価の算定に関する会計基準等）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日　企業会計基準委員会）

（1）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね１年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点では評価中であります。

（グループ通算制度を適用する場合の会計処理等）

- **「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）**

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第41期 （2021年３月31日現在）	第42期 （2022年３月31日現在）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　63,145千円 器具備品　166,398千円 その他　737千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　70,532千円 器具備品　175,827千円 その他　777千円

（損益計算書関係）

第41期 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	第42期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
※１　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　0千円 ソフトウェア　820千円 ※２　該当事項はありません。	※１　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　-千円 ソフトウェア　-千円 ※２　関係会社株式清算損は、子会社である、T&D Asset Management Cayman Inc.の清算によるものです。

（株主資本等変動計算書関係）

第41期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第42期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議する予定です。

1）配当金の総額	**2,000,460千円**
2）配当の原資	**利益剰余金**
3）1株当たり配当額	**1,848.00円**
4）基準日	**2022年3月31日**
5）効力発生日	**2022年6月13日**

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託であります。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

２．金融商品の時価等に関する事項

第41期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	465,904	465,904	－
資産計	465,904	465,904	－

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1)非上場株式	30,200
(2)子会社株式	3,264
合計	33,464

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,160,745	－	－
未収委託者報酬	864,128	－	－
未収運用受託報酬	346,844	－	－
投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	5,211	2,529	1,063
合計	8,376,929	2,529	1,063

第42期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	574,103	574,103	―
資産計	574,103	574,103	―

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1)非上場株式	30,200
合計	30,200

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	6,978,199	―	―
未収委託者報酬	716,365	―	―
未収運用受託報酬	354,202	―	―
投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	―	45,173	98,930
合計	8,048,767	45,173	98,930

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第42期（2022年3月31日現在）

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の貸借対照表計上額は574,103千円です。

（有価証券関係）

第41期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は17,633千円であり、売却益の合計額は2千円、売却損の合計額は2,084千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	5,147	4,588	559
	小計	5,147	4,588	559
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	460,757	503,951	△43,194
	小計	460,757	503,951	△43,194
合計		465,904	508,539	△42,634

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

２．減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、投資有価証券について695千円（その他有価証券695千円）、関係会社株式について2,121千円減損処理を行っております。

第42期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は12,497千円であり、売却益の合計額は319千円、売却損の合計額は734千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	39,911	34,197	5,713
	小計	39,911	34,197	5,713
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	534,191	605,600	△71,408
	小計	534,191	605,600	△71,408
合計		574,103	639,797	△65,694

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

２．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．収益を分解した情報

（単位：千円）

	第41期 (自　2020年４月１日 至　2021年３月31日)	第42期 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)
１．委託者報酬	5,245,922	4,558,494
２．運用受託報酬	1,397,717	1,399,429
３．投資助言報酬	10,000	10,000
４．その他営業収益	-	18,298
合計	6,653,639	5,986,222

２．収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４．収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

（退職給付関係）

第41期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	419,613千円
退職給付費用	42,982千円
退職給付の支払額	- 千円
退職給付引当金の期末残高	462,595千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円

退職給付引当金	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	43,987千円

（注）退職給付費用には株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

３．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,714千円

第42期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	**462,595千円**
退職給付費用	**39,993千円**
退職給付の支払額	**△35,524千円**
退職給付引当金の期末残高	**467,064千円**

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	**467,064千円**
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	**467,064千円**
退職給付引当金	**467,064千円**
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	**467,064千円**

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	**41,812千円**

（注）退職給付費用には株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

３．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	**11,108千円**

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第41期（2021年３月31日現在）	第42期（2022年３月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	58,642	57,333
未払社会保険料	9,817	9,416
未払事業税	2,429	2,628
退職給付引当金	152,830	149,169
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
時効後支払損引当金	11,632	-
その他有価証券評価差額金	13,054	20,115
その他	17,952	17,344
小計	281,421	271,069
評価性引当額	△55,372	△52,848
繰延税金資産計	226,048	218,220
繰延税金資産の純額	226,048	218,220

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第41期（2021年３月31日現在）	
法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
住民税均等割	2.2
評価性引当額	6.7
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.9

第42期（2022年３月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

第41期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

第42期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第41期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接　100	経営管理	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	32,605	未払金	8,424

（注）1.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

第42期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第41期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	大同生命保険㈱	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*1)	349,256	未収運用受託報酬	93,225

（注）1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第42期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	大同生命保険㈱	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*1)	318,063	未収運用受託報酬	111,263

（注）1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第41期 (自　2020年４月１日 至　2021年３月31日)		第42期 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	
１株当たり純資産額	7,105.13円	１株当たり純資産額	7,124.95円
１株当たり当期純利益	53.26円	１株当たり当期純利益	34.59円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益の算定上の基礎		１株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	57,660	当期純利益（千円）	37,444
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	57,660	普通株式に係る当期純利益（千円）	37,444
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

		第43期中間会計期間末 （2022年９月30日）	
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）			
Ⅰ流動資産			
１．預金			4,721,560
２．前払費用			95,327
３．未収入金			48,776
４．未収委託者報酬			712,568
５．未収運用受託報酬			366,711
６．その他			17,512
流動資産計			5,962,458
Ⅱ固定資産			
１．有形固定資産			69,053
（1）建物	※１	62,816	
（2）器具備品	※１	6,132	
（3）その他	※１	104	
２．無形固定資産			74,196
（1）電話加入権		2,862	
（2）ソフトウェア		64,404	
（3）ソフトウェア仮勘定		6,929	
３．投資その他の資産			795,194
（1）投資有価証券		446,425	
（2）長期差入保証金		93,322	
（3）繰延税金資産		239,569	
（4）長期前払費用		15,876	
固定資産計			938,444
資産合計			6,900,903

区分	注記番号	第43期中間会計期間末（2022年９月30日）	
		内訳（千円）	金額（千円）
（負債の部）			
Ⅰ流動負債			
１．預り金			241
２．未払金			282,815
（1）未払収益分配金		2,286	
（2）未払償還金		2	
（3）未払手数料		222,113	
（4）その他未払金		58,412	
３．未払費用			428,541
４．未払法人税等			11,572
５．未払消費税等	※２		27,557
６．賞与引当金			100,010
７．役員賞与引当金			3,250
流動負債計			853,989
Ⅱ固定負債			
１．退職給付引当金			469,928
２．役員退職慰労引当金			22,196
固定負債計			492,125
負債合計			1,346,115
（純資産の部）			
Ⅰ株主資本			
１．資本金			1,100,000
２．資本剰余金			277,667
（1）資本準備金		277,667	
３．利益剰余金			4,321,225
（1）利益準備金		175,000	
（2）その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		1,008,435	
株主資本計			5,698,893
Ⅱ評価・換算差額等			
１．その他有価証券評価差額金			△144,106
評価・換算差額等計			△144,106
純資産合計			5,554,787
負債・純資産合計			6,900,903

（２）中間損益計算書

区分	注記番号	第43期中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日） 内訳（千円）	金額（千円）
Ⅰ営業収益			
１．委託者報酬			1,807,476
２．運用受託報酬			690,415
３．投資助言報酬			5,010
４．その他営業収益			12,894
営業収益計			2,515,796
Ⅱ営業費用			
１．支払手数料			614,805
２．広告宣伝費			168
３．調査費			786,906
(1) 調査費		42,221	
(2) 委託調査費		533,071	
(3) 情報機器関連費		211,220	
(4) 図書費		392	
４．委託計算費			97,077
５．営業雑経費			48,727
(1) 通信費		4,047	
(2) 印刷費		39,256	
(3) 協会費		2,829	
(4) 諸会費		2,593	
営業費用計			1,547,685
Ⅲ一般管理費			
１．給料			577,668
(1) 役員報酬		27,909	
(2) 給料・手当		536,161	
(3) 賞与		13,597	
２．法定福利費			90,714
３．退職金			1,349
４．福利厚生費			3,250
５．交際費			171
６．寄付金			45
７．旅費交通費			1,283
８．事務委託費			57,765
９．租税公課			41,527
10．不動産賃借料			78,239
11．退職給付費用			27,810
12．役員退職慰労引当金繰入			2,098
13．賞与引当金繰入			100,010
14．役員賞与引当金繰入			3,250
15．固定資産減価償却費	※１		14,399
16．諸経費			21,777
一般管理費計			1,021,360
営業損失（△）			△53,249

区分	注記番号	第43期中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日） 内訳 （千円）	金額 （千円）
IV営業外収益			
１．受取配当金			951
２．受取利息			18
３．為替差益			383
４．受取補償金			11,644
５．雑収入			151
営業外収益計			13,148
V営業外費用			
１．支払補償金			11,644
２．雑損失			2,546
営業外費用計			14,191
経常損失（△）			△54,291
VI特別利益			
１．投資有価証券売却益			63
特別利益計			63
VII特別損失			
１．投資有価証券評価損			18,465
２．投資有価証券売却損			86
特別損失計			18,551
税引前中間純損失（△）			△72,779
法人税、住民税及び事業税			△35,929
法人税等調整額			22,134
中間純損失（△）			△58,984

（３）中間株主資本等変動計算書

第43期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当中間会計期間変動額								
剰余金の配当						△ 2,000,460	△ 2,000,460	△ 2,000,460
中間純損失（△）						△ 58,984	△ 58,984	△ 58,984
株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額（純額）								
当中間会計期間変動額合計	－	－	－	－	－	△ 2,059,444	△ 2,059,444	△ 2,059,444
当中間会計期間末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	1,008,435	4,321,225	5,698,893

	評価・換算差額等		純資産合　計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 45,578	△ 45,578	7,712,759
当中間会計期間変動額			
剰余金の配当			△ 2,000,460
中間純損失（△）			△ 58,984
株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額（純額）	△ 98,527	△ 98,527	△ 98,527
当中間会計期間変動額合計	△ 98,527	△ 98,527	△ 2,157,971
当中間会計期間末残高	△ 144,106	△ 144,106	5,554,787

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	**３～50年**
器具備品	**２～15年**
その他	**８年**

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間期間未要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間未要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。
委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（3）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

５．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

追加情報

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。
また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第43期中間会計期間末 （2022年９月30日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物　73,765千円 器具備品　174,465千円 その他　792千円
※２　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第43期中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
※１　固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。 有形固定資産　5,346千円 無形固定資産　9,052千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第43期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数（千株）	当中間会計期間増加株式数（千株）	当中間会計期間減少株式数（千株）	当中間会計期間末株式数（千株）
普通株式	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

1）配当金の総額　2,000,460千円
2）配当の原資　利益剰余金
3）1株当たり配当額　1,848.00円
4）基準日　2022年３月31日
5）効力発生日　2022年６月13日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

2022年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	416,225	416,225	－
資産計	416,225	416,225	－

(注1)市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

2022年９月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	－	416,225	－	416,225
資産計	－	416,225	－	416,225

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第43期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	6,248	5,378	870
	小計	6,248	5,378	870
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	409,976	618,552	△208,575
	小計	409,976	618,552	△208,575
合計		416,225	623,931	△207,705

２．減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について18,465千円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

１．収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

（単位：千円）

	第43期中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
１．委託者報酬	1,807,476
２．運用受託報酬	690,415
３．投資助言報酬	5,010
４．その他営業収益	12,894
合計	2,515,796

２．収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４．収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

（セグメント情報等）

第43期中間会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次の通りです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	295,240

（１株当たり情報）

第43期中間会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	
１株当たり純資産額	5,131円44銭
１株当たり中間純損失	△54円48銭
（算定上の基礎）	
中間純損失（千円）	△58,984
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純損失（千円）	△58,984
期中平均株式数（千株）	1,082

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

１．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
２．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
３．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下４、５において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
４．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
５．上記３、４に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

株式会社りそな銀行

・資本金の額　　279,928百万円（2022年9月末日現在）

・事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜信託事務の一部委託先＞

株式会社日本カストディ銀行

・資本金の額　　51,000百万円（2022年9月末日現在）

・事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額（単位：百万円） （2022年9月末日現在）	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	
東海東京証券株式会社	6,000	
ちばぎん証券株式会社	4,374	
ニュース証券株式会社	1,000	
楽天証券株式会社	19,495	
東武証券株式会社	420	
マネックス証券株式会社	12,200	
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250	
auカブコム証券株式会社	7,196	
FFG証券株式会社	3,000	

２【関係業務の概要】

①「受託会社」は主に以下の業務を行います。

ａ．信託財産の保管・管理・計算

ｂ．委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

②「販売会社」は主に以下の業務を行います。

ａ．受益権の募集・販売の取扱い

ｂ．受益権の換金（解約）申込の取扱い

ｃ．換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

ｄ．目論見書、運用報告書の交付等

３【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2022年11月末日現在、該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2022年7月20日　　有価証券報告書
2022年7月20日　　有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

２０２２年6月3日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴　則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　雅人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第４２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２２年１２月２６日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴　則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村　寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄ　ＪＰＸ日経４００投信（通貨選択型）米ドルコースの２０２２年４月２１日から２０２２年１０月２０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｔ＆Ｄ　ＪＰＸ日経４００投信（通貨選択型）米ドルコースの２０２２年１０月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２２年１２月９日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴　則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村　寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年3月３１日までの第４３期事業年度の中間会計期間（２０２２年４月１日から２０２２年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２２年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２２年４月１日から２０２２年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。